

# SP運用におけるガイドライン

制定日：2021年5月1日  
特定非営利活動法人かものはしプロジェクト

## I. 目的

この内規は、かものはしプロジェクトにおいてセーフゲーディング・ポリシー（以下、SP）を適切に運用するために、組織としてどのように行動すべきかを示すために定めたものである。なお、ガイドラインで使用する文言の定義は、SPに準じる。

## II. 体制および役割

1. 組織としてセーフゲーディングに取り組む体制と役割は以下の通りとする。
  - a. セーフゲーディング責任者（事務局長）  
役割：かものはしプロジェクト全体において、SPが適切に運用されていることを確認する。
  - b. セーフゲーディング・フォーカル担当  
選出および任命方法：かものはしプロジェクトのスタッフの中から自薦・他薦で選出し、ディレクターカンファレンス決裁にて2名を任命。選出にあたってはジェンダーに偏りがないよう配慮する。  
役割：メンバーへのSP研修の実施や、各部門におけるリスク評価を実施し、SPが適切に運用されていることを確認する。また、SPに関する懸念や問題の相談・通報の窓口として、相談・報告があった場合にセーフゲーディング委員会の招集をする。
  - c. セーフゲーディング委員  
選出および任命方法：かものはしプロジェクトのスタッフ・理事の中から自薦・他薦で選出し、ディレクターカンファレンス決裁にて最大2名を任命。事務局長が事案に関与している可能性がある場合のリスクヘッジとして、うち1名は理事あるいはディレクター以上とする。  
役割：事案が発生した際に、セーフゲーディング委員会の一員として対応する。必要に応じてセーフゲーディング・フォーカル担当とともに、セーフゲーディング研修の実施や、SP運用状況のモニタリングを行う。
  - d. 各部門ディレクター  
役割：担当部門内においてセーフゲーディング担当者を任命し、同担当者により担当部門での活動の中でSPが適切に運用されている事を確認する。
  - e. 各部門セーフゲーディング担当者

選出および任命方法:各部門ディレクターより部門内スタッフ1名以上を任命。但し、担当業務においてセーフゲーディング担当者としての役割を担うことが適切であると部門ディレクターが認めた場合は、パートナーを任命することも可能とする。

役割:担当部門においてSPが適切に運用されていることを確認する。事業計画において子ども・当事者を含む関係者の安全と権利が守られるよう、また事業活動の結果として関係者の安全を脅かすことにならないかリスク評価を行い、その対策を活動計画に盛り込む。事業計画に応じリスク評価に基づき適切な対策がとられているかどうかのモニタリングを定期的に行い、その結果をディレクターに報告する。モニタリングは少なくとも半年に一度は行う事とする。

f. 経営企画・管理部

役割:セーフゲーディング責任者およびセーフゲーディング・フォーカル担当と連携し、必要に応じて規程類の整備を行う。

2. 代理の任命

上記各責任者・担当者が1ヶ月以上の長期にわたり休職する場合は、休職予定期間中、予め代理の担当者を任命する。

3. セーフゲーディング委員会

a. かものはしプロジェクトは、セーフゲーディング委員会を組織する。

b. セーフゲーディング委員会の構成は以下の通りとする。

- i. セーフゲーディング責任者(事務局長)
- ii. セーフゲーディング・フォーカル担当
- iii. セーフゲーディング委員

※ただし、セーフゲーディング委員会の構成員が事案に関与した可能性がある場合においては、該当者を委員会の構成から除外する。また、事務局長が事案に関与した可能性がある場合はiiiで理事あるいはディレクター以上の参加を必須とする。

c. 役割:セーフゲーディングに関わる懸念または事案が発生した際に、必要な調査および対応を検討し、実行する。

### III. 安全な環境づくりに向けた取組み

SP第5条の安全な環境づくりに向けた取組みについて、詳細は以下のとおりとする。

1. リスク評価と事業設計

a. 全ての計画及び事業は、子ども、当事者を含む受益者・事業関係者の安全と権利を守るべく設計する。

- b. 事業の設計は、事業に関わる子ども、当事者を中心に据えて策定される。
- c. 事業の実施にあたっては、子ども、当事者の活発な参加を含み、彼らから得られたフィードバックは将来の計画に反映されるよう努める。
- d. かものはしプロジェクトの事業活動においては、セーフガーディング・フォーカル担当(II-1.b.を参照)が主体となり、各部門セーフガーディング担当者と協力し、事業活動の結果として直接的・間接的に関わる人(特に子ども・当事者)の安全と権利が脅かされるリスクを最小限にするためにリスク評価及びその対策の検討を行い、評価結果をディレクターカンファレンスに報告する。リスク評価の書式は限定しないが、必要に応じ別紙1のリスク評価シートを使用または参照する。
- e. リスク評価の結果は記録され、計画及び事業の見直しの度に定期的に再考されることで、事業に直接的・間接的に関わる人の安全を保証する。
- f. メンバーは、実施している事業に関係する人に対し、セーフガーディングに関わる懸念・事案が発生した場合の連絡窓口について、確実に情報が提供されるようにする。

## 2. 安全を確保するための採用

- a. スタッフ・インターンの採用候補者の選考においては、セーフガーディングの観点から、特に子ども・当事者と接することへの適性とセーフガーディングについての理解を審査する。

## 3. 広報

- a. かものはしプロジェクトにおける情報及び画像、動画の利用にあたっては、その描写において関係する被写体(子どもたち、当事者を含む)の同意を取ったうえで、彼らの尊厳を尊重した表現を行う。手続きの詳細は、SP別紙3「写真、動画撮影、および使用に関する指針」に定める。なお、かものはし及びかものはしと協働して行うパートナーの活動において写真・動画撮影の可能性のある者については、ポリシー別紙3への署名を必須とする。

## 4. パートナーとの協働

- a. かものはしプロジェクトは、パートナーとの対話・連携を通じて、パートナーと協働して行う事業活動において、子ども、当事者を含む関係者の安全と権利が守られるよう働きかける。パートナーがSPの内容を理解できるよう契約開始時に必要な説明を行うとともに、必要に応じて協働事業において関係者の安全と権利を守るために必要な対応策について協議し、実行する。
- b. 全ての契約において、SPを順守する旨、またSPが順守されない場合は契約を解約しうる条項を盛り込む。
- c. 契約業務上、子どもや当事者と直接関わる可能性がある場合は、原則として関わる個人全員のSP別紙2-1行動規範への署名を必須とする。但し、業務の性質

上、3名以上の複数の者が子どもや当事者と直接関わる可能性がある場合は、パートナー側の代表者または事業責任者によるSP別紙2-1行動規範およびSP別紙2-2宣誓書への署名をもって代えることができる。

- d. なお、かものはしプロジェクトのSPに類似するポリシーに、かものはしプロジェクトと共同で署名をしているパートナーについては、行動規範に署名する必要はない（例えばインドのTafteesh事業下で作成したChild Safeguarding Policyに署名しているコンソーシアムの参加団体は行動規範への署名は不要である）。

#### 5. モニタリング

- a. 各部門セーフガーディング担当者は、事業においてリスク評価に基づき適切な対策がとられているかどうかのモニタリングを定期的に行い、その結果をディレクターに報告する。
- b. セーフガーディング・フォーカル担当は、組織全体においてSPが適切に運用されているかどうかのモニタリングを行い、セーフガーディング責任者に報告する。
- c. 上記のモニタリングは少なくとも半年に一度は行う事とする。

### IV. 事案・懸念への対応

#### 1. 対応方針

- a. かものはしプロジェクトは、関係者の安全と権利を脅かす事案またはその懸念について報告を受けた際は、慎重にその情報の開示を受け、対応中も事案の被害者が再び心に傷を負うことがないように努める。
- b. 全ての相談・報告は、評価をすることなく守秘義務の元で取り扱われ、常に被害者の安全と権利の保護を最優先とする。
- c. 対応においては、可能な場合はなぜ事案が発生したのかを考察し、悪化した関係を修復し新たな関係を構築し直す修復的アプローチの適用を検討する（必要に応じて外部の支援を仰ぐ）。但し、犯罪行為が含まれる場合、また修復的アプローチを採用することによって、被害者の安全と権利が脅かされる場合は、この限りではない。

#### 2. 想定されるケース例

- a. メンバーおよびパートナーが加害者となるケース
  - i. 日本の場合：虐待を経験した子どもに対して、かものはしプロジェクトやパートナー団体のスタッフが、虐待等の被害体験を想起させる・傷つけるような発言をした。
  - ii. 日本の場合：事業におけるパートナー団体の職員が、子どもに対して精神的虐待を行っていることを、パートナー団体の別スタッフ経由でかものはしプロジェクトのスタッフが聞いた。

- iii. 事業実施国(日本国外)の場合:メンバーが当事者本人または他の事業関係者から、パートナー団体の事業運営プロセスの中で虐待または搾取が発生していると文面で報告を受けた。
- b. リスクへの対策が不十分なケース
- i. 日本の場合:(かものはしプロジェクトを支援するために)街頭募金をする高校生が通行人に性的被害を受けた。
  - ii. 日本の場合:かものはしプロジェクトのイベントに参加した小学生が同じ参加者の大人から身体的・精神的虐待を受けた。
  - iii. 日本の場合:虐待を経験した子どもに対して、イベント参加者が、虐待等の被害体験を想起させる・傷つけるような発言をした。
  - iv. 事業実施国(日本国外)の場合:かものはしの広報で使用した写真が、本人の同意が取れていない状態で使われ、そのことにより本人が尊厳を傷つけられた。

### 3. SPIにかかる懸念または事案が発生した際の対応手順

※フローチャート参照

#### SPIにかかる懸念または事案が発生した際の対応手順

段階①

(事業活動の結果を含む)関係者の安全と権利を脅かす懸念または事実をかものはし関係者に話す。

段階②

相談または報告を受けたかものはし関係者は、報告内容の真偽・実態について一切の個人的な判断をせずに、その内容を速やかにかものはしのセーフゲーディング責任者またはセーフゲーディング・フォーカル担当に報告する。

段階③

セーフゲーディング・フォーカル担当は、相談・報告を受けた事案がSPIに抵触すると判断した場合、セーフゲーディング委員会を招集する。緊急・重大事案の場合は、報告を受けてから24時間以内に委員会を招集する。※この際事業に影響を与えと思われる場合には、必要性、妥当性を判断した上で関連事業担当者を委員会の協議プロセスに含めることを可とする。

相談・報告がSPIに抵触しない

段階④

セーフゲーディング委員会は、事案の確実性および調査の必要性について検討し、今後の対応方針(調査、リスク管理、解決方法を含む)について原則として委員会招集から2日間以内に決定する(ただし、委員会において調査が必要と判断した場合を除く。その場合は事前に調査に必要な期間を定めた上で、調査完了後2日以内に対応方針を決定する)。また、重大事案については速やかに理事会に報告する。(重大事案判断基準: 犯罪行為が含まれる場合、かものはしの役員およびスタッフが事案に加害者として含まれる場合、かものはし法人全体に及ぼす影響が高い場合)

セーフゲーディング責任者またはセーフゲーディング・フォーカル担当は、関連事業担当者および担当部門セーフゲーディング担当者と連携し、必要に応じてリスクへの対策を検討するなど、フィードバックを行う。

段階⑤

以下を並行して行う。  
【1.事案の報告者・関係者への通達】  
委員会は、事案の報告者・関係者に、必要に応じて調査結果及び今後の方針について周知を行う。  
【2.かものはし内部の対応】  
委員会で決定されたプロセスを実行する。

段階⑥

当該活動に関し契約関係にある助成機関等に対しても、基礎的な情報収集\*が完了した時点で、速やかに状況の報告を行う。助成機関に報告規程がある場合や、契約上特記がある場合には、それに従う。

#### ■対応プロセス全体で留意すべきこと

- SPIにかかる懸念又は事実を報告したものには感謝を示し、誠意をもって今度対応することを伝える。
- 被害にあった可能性のある者本人及び報告をした者が心に傷を負うことを防ぎ、本人及び報告者の安全の確保と権利の保護を念頭に置き行動する。
- 関係するものに対して配慮と保護が提供されるよう努める。
- 進捗状況について被害にあった可能性のある者本人または報告者に進捗を報告するとともに、かものはしの活動に関与するあらゆるステークホルダーへのアカウンタビリティを果たすべく最大限努める。

\*基礎的な情報収集: 事実ベースでの問題発覚までの経緯、各関係者の主張が整理されるまで

#### 4. 報告

- a. メンバーは、関係者の安全と権利を脅かす懸念・事案についての報告を受けた時は、セーフゲーディング責任者またはセーフゲーディング・フォーカル担当に直ちに報告する義務を負う。報告は電磁的記録が残る方法を原則とするが、緊急の場合はこの限りではない。
- b. 事案への対応においては、被害者(可能性を含む)および報告者の安全の確保を最優先とする。
- c. 犯罪行為が含まれる場合: 疑惑が刑事事件に関わるものである場合、最優先で公的機関に報告する。公的機関への報告後、直ちにセーフゲーディング責任者またはセーフゲーディング・フォーカル担当に報告する。
- d. セーフゲーディングに関わる懸念・事案の相談・報告をしたメンバーは、その報告が誠意によるものである場合には、事実でなかったとしても責任を問われない。意図的な虚偽の申立ては重大な規律違反であり、調査の対象となる。
- e. 相談・報告を受けたセーフゲーディング・フォーカル担当は、セーフゲーディング委員会を招集し、別紙2報告書の書式に基づき委員会に報告する。

#### 5. 事案への対応

- a. 犯罪行為が含まれる場合、かつメンバーが犯罪行為の加害者となった疑惑がある場合
  - i. その問題の調査を条件として、該当者を自宅謹慎(法律上、給与の支払い継続の必要性あり)とすることができる。該当者が事業実施国(日本国外)にいる場合は、その国の法律に則った対応を行う。
  - ii. 疑惑が事実であると判明した場合には、かものはしプロジェクトの就業規程等に基づいて、または事業実施国の法律に則った適切な処分が行われる。
  - iii. 疑惑に根拠がないと判明した場合には、疑われた個人の風評被害を最小限のものとするよう適切な手段をとる。
- b. 調査
  - i. 内部調査は、役職をもつ者によって実施される。調査に際しては、全ての関連する詳細な陳述を集めるため、目撃者を含む全ての関係者に対して聴取が行われる。
  - ii. 犯罪行動を含む疑惑に関する内部調査については、団体が公的な調査の妨げとなることのないよう、これらの一連の行動に先立って、公的機関との協議を行う。
  - iii. 報告の被疑者(加害者とされる者)及び全ての目撃者は、内部及び法定の調査・聴取に対し、隠すことなく協力しなければならない。
- c. 情報保護

- i. 被害者および加害者とされる者の身元がわかる情報は、“知る必要”に基づいてのみ共有される。
- ii. 全ての調査・聴取結果は守秘事項として扱われ、調査協力者も含めた個人を特定しうる情報は“知る必要”に基づいてのみ共有される。

## 6. 記録

相談・報告、セーフガーディング委員会等の記録については、アクセスできる者を必要最低限に限定した上で、電子データで保管する。

## 7. パートナーの活動において懸念または事案が発生した場合

- a. パートナー団体の活動において懸念または事案が発生した場合の対応については、パートナー団体を持っているSPまたは類似ポリシー（CSP等）が優先される。
- b. パートナー（個人および団体）がSPまたは類似ポリシーを有していない場合は、かものはしプロジェクトのSPに基づき必要な対応を行う。
- c. パートナーが問題を起こしたことが明らかになった場合には、パートナーと連携し、問題の解決に向けた対策をとる。
- d. パートナー側に協力する姿勢が見られないなど、問題の解決が見込めない場合は、契約の解除等を検討する。

## 8. 問題の報告と対応をサポートする組織、専門家の一覧

報告や対応に関与する者は、以下の組織、専門家の一覧を参考に、必要に応じて支援依頼・相談を行う。

組織/専門家	日本	事業実施国（日本国外）
法的援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かものはしプロジェクトの監事</li> <li>・弁護士</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律家がコンソーシアムの一員である場合、援助を求めることができる</li> <li>・法律家の団体</li> </ul>
犯罪捜査/刑事 訴追 – 警察及 び司法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察</li> <li>・裁判官</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の警察署</li> <li>・裁判官</li> <li>・地域及び州レベルの行政職員</li> </ul>
その他の機関 （保険サービ ス、NGO、政府 機関等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関（カウンセリング含む）</li> <li>・児童相談所</li> <li>・日本で活動している他のNGO/NPO</li> <li>・児童買春/人身売買を禁止する団体のネットワーク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府系医療機関</li> <li>・村議会</li> <li>・コンソーシアムの事業地域で活動している他のNGO</li> <li>・人身売買のネットワーク</li> <li>・チャイルドライン</li> <li>・（少年司法法に基づき設置された）児童福祉委員会</li> </ul>

地域社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども、当事者の家族</li> <li>・各分野の専門家</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども、当事者の団体をコンソーシアムの一員としている場合もある。その場合、この団体は、支援に動員される。</li> <li>・コンソーシアムのパートナーは、地域社会の中に、手を差し伸べる見守りグループを設立する場合もある。</li> <li>・子ども、当事者の家族</li> <li>・各分野の専門家</li> </ul>
------	---	---

#### V. その他

1. かものはしプロジェクトの事業活動外において、メンバー以外の外部による安全を脅かす行為について懸念・事案を見聞きした場合はSPの適用範囲外となるが、適切な相談窓口につなぐなど、できる限り被害者を保護するための適切な行動を心がける。
2. 事業活動において当事者など特に脆弱性の高い人と接する際は、当事者および接するメンバー双方の安全を確保するため、必要に応じて外部の専門家によるサポートを仰ぐ。

## 別紙1 リスク評価シート

リスクを一覧化し、各々のリスクをどのように扱うかが分かるようにする。

### SP運用におけるガイドライン\_別紙1リスク評価シート

※リスク評定は、対策の優先順位の度合いを発生確率と影響度の両面から評定してください(参考:JICA『事業マネジメントハンドブック』)。リスク評価シートスプレッドシート版はこちら

通し番号	リスクの対象者	リスク発生の要因	想定されるリスク内容	既に対応していること	リスク評定(高中低)	取るべき予防やリスク削減の措置	担当者	期限
記入例A	インド事業対象者(サイババー)	Webページへの記事・写真掲載による個人特定	嫌がらせや誹謗中傷	リリース前に本人へのリスクの説明と承諾を得る	中	本人特定が困難な記事構成とする、閲覧者を限定しての公開とする	インド事業担当者 広報FR担当者	1か月以内
記入例B	日本事業の対象者(社会的擁護の当事者)	かものはし職員の知識不足	かものはし職員がワークショップ内で被害体験を想起させるような発言をしてしまう	専門家を招聘しての職員向け事前研修の実施	高	イベントごとに、開始前にかものはし職員に対して配慮すべき事項についてリマインドする	日本事業担当者	随時(イベント準備時)
1								
2								
3								

## 別紙2 報告書

被害者(懸念も含む)の氏名:

### 報告詳細:

時間: 日付:

場所:

### 報告者の詳細:

氏名:

住所:

連絡先電話番号:

職業:

被害者との関係:

### 被害者の詳細(可能な範囲で記載):

氏名:

年齢: 生年月日: 性別:

住所:

家族構成:

話せる言語(日本国外の場合):

宗教(日本国外の場合):

IDカードの入手可能性:

保護者の氏名(18歳未満の場合のみ記載):

保護者の連絡先電話番号:

事案の詳細:何を、誰が、どこで、いつ (可能であれば被害者本人の発言を含む):

加害者とされる者の詳細 (分かれば):

氏名:

住所:

年齢: 生年月日:

仕事の詳細: 仕事の本質:

パートナー団体の内部の者が関与しているかどうか:

被害者との関係性(あれば):

加害者とされる者の現在の所在地:

所在地を含む現在の被害者の安全性:

緊急の医療的治療が必要とされたか?

治療の提供者:

他の情報保有者(連絡先詳細も含め記載)

パートナー団体:

家族又はその他個人:

**これまでの対応**

例：警察、児童サービス、社会福祉その他への紹介など。連絡先の紹介及び対応日時を記載。

**対応者（可能であれば管理者を記載する）：**

氏名：

役職及び場所：

日付：

署名（紙面上の）：

**今後の対応**

**SPで合意された、迅速な対応のための管理者の決定**

（誰が何をいつするのかを特定して、窓口となる人の名前及び連絡先詳細を記載してください）

警察への紹介（しない場合はその理由も）

はい/いいえ

地域の被害者の保護/福祉関係機関への紹介

はい/いいえ

被害者が、加害者とされる者から更なる危険に曝されないことを確実にするために必要な、その他の対応

医療的治療あるいは健康面での要求に対応するための紹介

はい/いいえ

上記対応を手配した者の署名：

別紙 3-1 セーフガーディングに関する相談窓口・連絡先 (外部用)

セーフガーディング・フォーカル担当: 曾根原、金井

セーフガーディング責任者: 小島

SP専用メールアドレス: [safeguarding@kamonohashi-project.net](mailto:safeguarding@kamonohashi-project.net)

(2023年7月現在)